

# 五ヶ瀬川水系河川整備基本方針を策定！！

国土交通省は、五ヶ瀬川水系について、治水、利水、環境の面からの総合的な保全と総合的な保全と利用を図るため、この度、河川整備の基本となるべき方針（河川整備基本方針）を策定しました。

## < 河川整備基本方針の策定について >

平成16年1月26日に開催された社会資本整備審議会河川分科会（第12回）で、河川法第16条第3項に基づき、五ヶ瀬川水系河川整備基本方針の審議が行われ、河川整備基本方針が策定されましたので、お知らせいたします。

本水系の河川整備基本方針については、平成15年9月29日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求めていたものです。社会資本整備審議会では本審議を河川分科会に付託し、これまで河川整備基本方針検討小委員会において2回の審議を行ってきました。

## 五ヶ瀬川水系河川整備基本方針本文

### 《お問合せ先》

国土交通省 延岡河川国道事務所

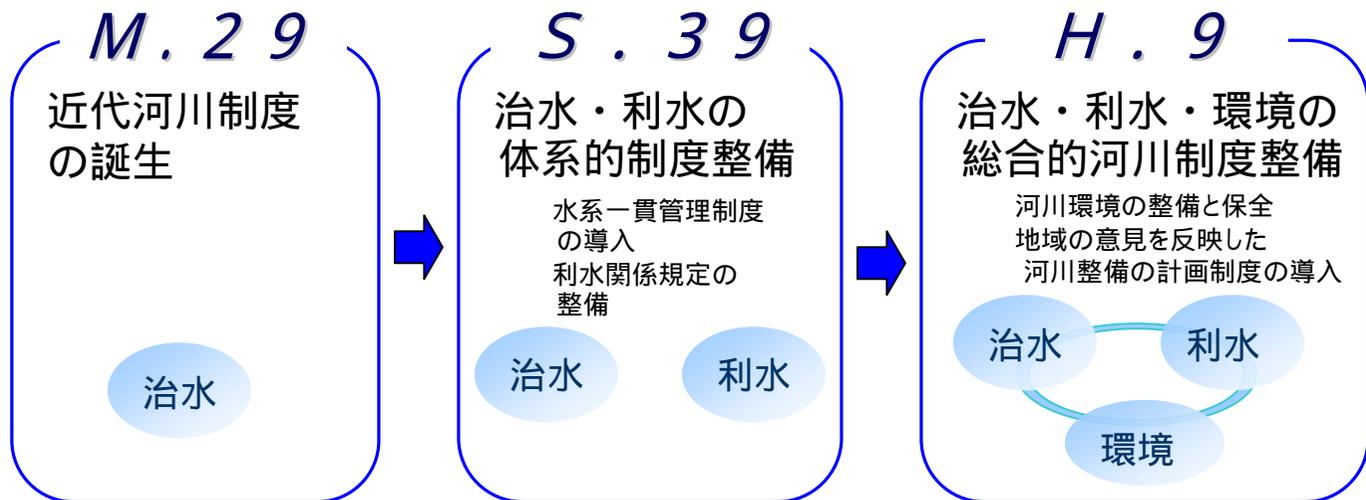
副 所 長 井手上 康弘

調査第一課長 鶴崎 秀樹

TEL 0982-31-1155（代 表）

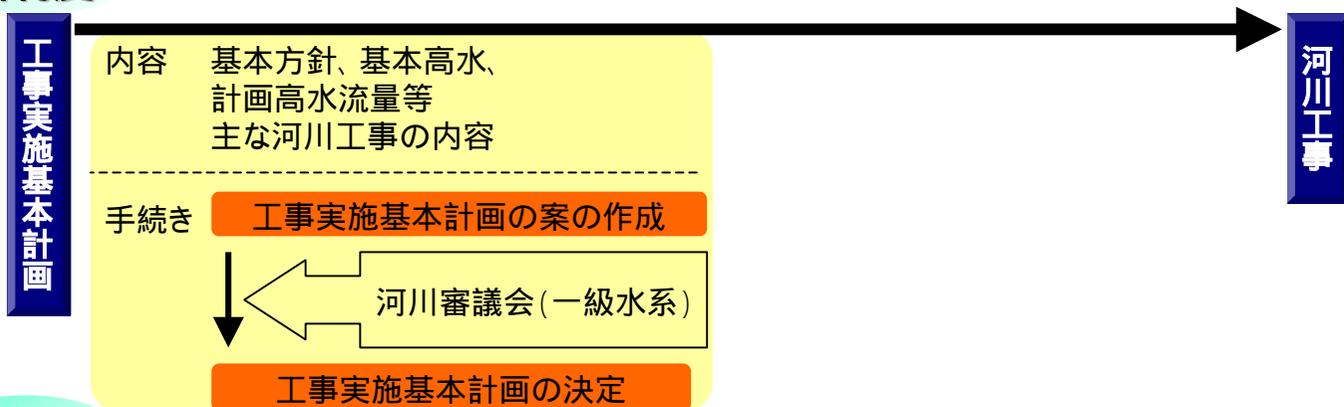
0982-31-1191（調査第一課）

# 河川法改正の流れ

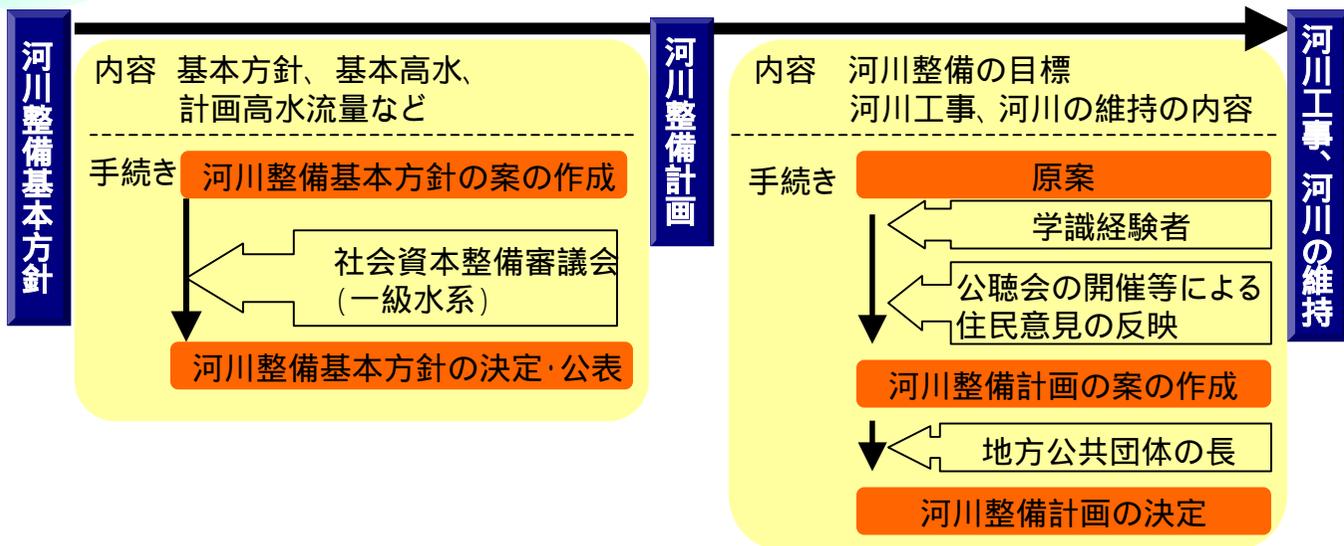


平成9年の河川法の一部改正により、具体的な河川整備に関する事項について地域住民の声を反映できるようになります。

## 旧制度



## 新制度



(参考)

河川法(昭和39年法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

2.(略)

3. 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~6.(略)

(河川整備計画)

第16条の2

河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

2.(略)

3. 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4. 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5. 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6~7.(略)